

理工学部、生命科学部、理工学研究科
学生の皆さん

法政大学

感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）に係る授業欠席等配慮願について

新型コロナウイルス感染症を含む、学校保健安全法に定める感染症（下表参照）に罹患し、医師の指示に従って授業を欠席した場合は、欠席が本人の不利益とならないよう、申請に基づき欠席配慮願を発行します。

欠席配慮願は以下の手順に沿って、皆さんが、授業担当教員に直接提出してください。

【学校において予防すべき感染症の種類】	
※新型コロナウイルスは、2023年5月8日以降、学校保健安全法に定める感染症の「第2種」に位置付けられました。 また、同日以降、濃厚接触者や感染が疑われる場合は配慮の対象となりません。	
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血症、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス、鳥インフルエンザ（H5N1型）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1型）および新型インフルエンザ等感染症を除く）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（三日ばしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、 新型コロナウイルス感染症 、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

◆欠席配慮願の申請フロー（2023年5月8日以降）◆

学生：

症状が快癒後、速やかに学部窓口を訪れ手続きを行ってください。

<注意> コロナの場合は、**診断書の原本（発症日が記載されたもの）**を持参してください。

あるいは陽性判定が出た抗原検査キットの画像を印刷し持参してもかまいません。

なお、**検査キットには検査日・氏名を記入し、検査キットのパッケージとともに撮影**すること。



所属学部窓口： 配慮願を発行し、申請者（学生）に交付します。



学生： 配慮願を、担当教員にご自身で提出してください。

◆欠席配慮願の発行申請・交付の注意点◆

- 新型コロナウイルス感染症以外の、学校保健安全法に定める感染症に感染した場合は、まず所属学部・研究科にご一報ください。
- 感染症を理由とした期末試験（定期試験およびそれに準ずる試験・期末レポートを含む）の欠席にかかる申請方法は、別途お知らせします。
- 虚偽の申告であることが発覚した場合は欠席配慮願を無効とし、処分対象となる場合があります。
- 学校保健安全法に定める感染症の感染報告
欠席配慮願の申請とは別に、こちらからも報告を行ってください。
※以下の URL からの報告は、欠席配慮願の申請と連携していません。

<URL>

<https://onl.sc/snqamCj>

<QRコード>



以上